

令和5年度物品の年間単価契約について

1 単価契約について

同一品種及び規格の物品の購入が年間を通して継続的に行われ、かつ、あらかじめ数量を確定できない場合に行う契約をいいます。

2 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの一年間

なお、契約期間中に納期内に納品できない等のトラブルが発生した場合は早急に物品管理調達課へ連絡を行う必要があります。

3 参加資格について

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者であること。

(2) 宮崎県電子調達システム（物品）の登録事業者であること。

(3) 宮崎管内（宮崎市・国富町・綾町）に本店又は支店（営業所を含む）を有するものであること。

※一部の取扱物品を除き、原則、県内本店の事業者が対象となります。

4 共通留意事項

(1) 電子調達システムによる見積合わせにより事業者を決定します。

(2) 見積は見積品毎に登録してください。

(3) 令和5年度単価契約予定物品で示した規格以外の商品（同等品）で応札する際は、事業者の方が提示するカタログに基づき物品管理調達課が同等品の確認をします。

なお、同等品は、原則としてグリーン購入法に適合した商品が条件となります。

(4) 金額は消費税抜きの単価で登録してください。

(5) 単価を登録する際には、年間の発注数量等を考慮して金額を入力し

てください。(ただし、年間発注量を保証するものではありません。)

なお、開札後の金額の錯誤(入力単価誤り)は認められませんので
ご注意ください。

(6) 開札予定は令和5年3月22日頃を予定しています。

なお、見積依頼、同等品確認の締切日時については、電子調達シス
テムでお知らせいたします。

【分類毎の留意事項】

1 紙製品 (1) コピー用紙については、総合評価値80以上(印刷室用は87以上) の規格であることが必要です。 (2) 梱包単位(包、箱等)に注意して、単価を算出してください。
2 整理収納用品、筆記用品、事務用品、その他の事務用品 梱包単位(袋、束、冊、箱等)に注意して、単価を算出してください。
3 電気用品 梱包単位(本、パック)に注意して、単価を算出してください。
4 トナーカートリッジ (1) 純正品であること。 (2) 梱包単位(本、パック、箱等)に注意して、単価を算出してくださ い。
5 チリ袋 梱包単位(袋)に注意して、単価を算出してください。